

第一 目的（1条）

デジタル社会の発展に伴い、学校における情報通信技術の活用により学校教育が直面する課題の解決及び学校教育の一層の充実を図ることが重要



全ての児童生徒がその状況に応じて効果的に教育を受けることができる環境の整備を図るため、学校教育の情報化の推進に関し、基本理念、国等の責務、推進計画等を定めることにより、施策を総合的かつ計画的に推進し、もって次代の社会を担う児童生徒の育成に貢献

第二 定義（2条）

学校教育の情報化：学校の各教科等の指導等における情報通信技術の活用及び学校における情報教育の充実並びに学校事務における情報通信技術の活用

第三 基本理念（3条）

- ① 情報通信技術の特性を生かして、児童生徒の能力、特性等に応じた教育、双方向性のある教育等を実施
- ② デジタル教材による学習とその他の学習を組み合わせるなど、多様な方法による学習を推進
- ③ 全ての児童生徒が、家庭の状況、地域、障害の有無等にかかわらず学校教育の情報化の恵沢を享受
- ④ 情報通信技術を活用した学校事務の効率化により、学校の教職員の業務負担を軽減し、教育の質を向上
- ⑤ 児童生徒等の個人情報の適正な取扱い及びサイバーセキュリティの確保
- ⑥ 児童生徒による情報通信技術の利用が、児童生徒の健康、生活等に及ぼす影響に十分配慮

第四 国の責務等（4～6条）

国、地方公共団体及び学校の設置者の責務を規定

第五 法制上の措置等（7条）

政府は、必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならないこと

第六 推進計画（8・9条）

- 1. 文部科学大臣は、基本的な方針、期間、目標等を定めた学校教育情報化推進計画を策定（総務大臣、経済産業大臣その他の関係行政機関の長と協議）
- 2. 地方公共団体も計画を策定（努力義務）

第七 基本的施策※（10～21条）

- 1. デジタル教材等の開発及び普及の促進
- 2. 教科書に係る制度の見直し
- 3. 障害のある児童生徒の教育環境の整備
- 4. 相当の期間学校を欠席する児童生徒に対する教育の機会の確保
- 5. 学校の教職員の資質の向上
- 6. 学校における情報通信技術の活用のための環境の整備
- 7. 学習の継続的な支援等のための体制の整備
- 8. 個人情報の保護等
- 9. 人材の確保等
- 10. 調査研究等の推進
- 11. 国民の理解と関心の増進

※地方公共団体は、国の施策を勘案し、その地域の状況に応じた学校教育の情報化の推進を図るよう努力

第八 学校教育情報化推進会議（22条）

- 1. 関係行政機関相互の調整を行う学校教育情報化推進会議を政府内に設置
- 2. 1.の調整を行うに際しては、有識者で構成する学校教育情報化推進専門家の意見を聴取

重点番号62:市町村における学校教育情報化推進計画の廃止及び計画策定を財政措置の前提条件としないこと(文部科学省)

学校教育情報化推進計画(案) 概要

- 2019年6月に成立した「学校教育の情報化の推進に関する法律」に基づき、初めて策定する計画。学校教育の情報化の推進に関して、今後の施策の方向性やロードマップを示すもの。
- 同法で努力義務とされている、各自治体における推進計画の策定に当たっての参考となるもの。

第1部 総論

◇ 今後の学校教育の情報化の方向性について、以下の4つの観点で整理

- ① ICTを活用した児童生徒の資質・能力の育成
- ② 教職員のICT活用指導力の向上と人材の確保
- ③ ICTを活用するための環境の整備
- ④ ICT推進体制の整備と校務の改善

1. 学校教育の情報化の現状と課題

… 学校の情報化をめぐる現状と今後の課題について記載

2. 学校教育の情報化に関する基本的な方針

… 現状・課題や文科省・デジタル庁の各種計画等を踏まえ、4つの基本方針（児童生徒、教職員、環境、体制・校務）を規定

3. 計画期間

… 本計画は今後5年間に取り組むべき施策の方向性を示すもの

※技術革新のスピードが速いICT分野の特性を踏まえ随時更新。策定から3年後を目途に見直しを行い次期計画を策定。

4. 学校教育の情報化に関する目標

5. 基本的な方針を実現するために特に留意すべき視点

… 国/地方自治体/学校の役割分担と連携等について記載

第2部 各論

1. 基本的な方針を実現するための施策

… 4つの基本方針（①児童生徒、②教職員、③環境、④体制・校務）を各論の柱建てとして、個別の施策を整理

2. 施策の遂行に当たって特に留意すべき視点

… 各施策に共通して留意すべき重要事項を規定

(1) ICTを活用した児童生徒の資質・能力の育成

- ① ICTの効果的な利活用の推進
- ② 情報モラル教育の充実
- ③ 健康面への配慮
- ④ いじめ・自殺・不登校等の対応の充実
- ⑤ プログラミング教育
- ⑥ 障害のある児童生徒の教育環境の整備
- ⑦ 相当の期間学校を欠席する児童生徒に対する教育の機会の確保
- ⑧ 日本語指導が必要な児童生徒の教育の充実

(2) 教職員のICTの活用指導力の向上と人材の確保

① 学校の教職員の資質の向上

- ・ ICTを活用した教育活動を、教師が授業内容や児童生徒に応じて、あらゆる学習場面において自在に行えるような姿を目指し、全ての教師が参加できるような研修等の充実を図る。

② 人材の確保等

- ・ 令和4年度（2022年度）より共通必修科目として「情報Ⅰ」が新設されることなども踏まえ、高等学校情報科担当教員の確保と質の向上を進める。

③ ICT支援員など専門人材による支援

- ・ ICTを活用した学びを充実するため、その技術や活用に知見を有するICT支援員などのICT人材の確保を促進する。

(3) ICTを活用するための環境の整備

① 学校におけるICTの活用のための環境の整備

- ・ GIGAスクール構想によって一斉に整備された端末の将来の在り方について関係府省庁で検討し、端末の利活用等の実態や現場の声も踏まえ、必要な措置を講ずる。（略）
- ・ 児童生徒が快適にインターネットにアクセスできるよう、既存のネットワーク環境の改善を進めるとともに、国立情報学研究所の学術情報ネットワーク SINETの活用や、5Gなど移動通信システムの整備の進捗なども含め、学校内外におけるネットワーク環境の整備と充実を進める。

② 教育データの利活用、教育DXの推進

③ デジタル教材等の開発及び普及の推進、教科書に係る制度の見直し

- ・ 令和6年度（2024年度）を見据え、紙の教科書とデジタル教科書の関係、財政負担も考慮した上でのデジタル教科書の制度上の位置付けや、デジタル教科書の今後の在り方を明確にする。

④ 個人情報の保護・情報セキュリティ対策等 ⑤ 著作権への理解

(4) ICT推進体制の整備と校務の改善

① 学習の継続的な支援等のための体制の整備

- ・ ICTを活用した学びを推進するためには学校現場を支える体制の構築が必要であるため、学校設置者が、ICT推進を担当する組織体制の整備、ICT支援員をはじめとする専門人材の配置や、「GIGAスクール運営支援センター事業」を活用した民間事業者も含む組織的な支援体制の強化、各学校の情報担当者が連携するための仕組みの整備などを進める。

② 情報化による校務効率化

- ・ デジタルを活用した家庭との円滑なコミュニケーションを含めた校務のデジタル化の推進に向けて、実態の把握を行いつつ、専門家の知見も踏まえて令和4年度（2022年度）中に検討し、その結果に基づき必要な施策を実施する。

学校教育情報化推進専門家会議（概要）

➤ 位置づけ

- 学校教育の情報化の推進に関する法律に基づき、国は、学校教育の情報化の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、「学校教育情報化推進計画」を策定することとされている。
- この計画策定を行うにあたり、同法第22条で「学校教育情報化推進専門家会議」を設置することとされている。政府の関係行政機関が設ける学校教育情報化推進会議等に対し、学校教育の情報化の方向性等について専門的知見による議論を通じて、御意見をいただくことが目的。

➤ 検討事項

GIGAスクール構想等の進展を踏まえ、今後の学校教育の情報化に関する基本的な方針について整理。

➤ 開催スケジュール

11

令和3年9月9日	学校教育情報化推進専門家会議(第1回)を開催
令和4年2月	学校教育情報化推進専門家会議を書面開催にて実施
令和4年4月21日	学校教育情報化推進専門家会議(第2回)を開催

➤ 委員（敬称略。令和4年1月時点）

座長 金丸 恭文

フューチャー株式会社代表取締役会長兼社長グループCEO

座長代理 堀田 龍也

東北大学大学院情報科学研究科教授
東京学芸大学大学院教育学研究科教授

そのほか、学識経験者、業界関係者、自治体関係者、学校関係者により構成 計10名

※オブザーバー：デジタル庁国民向けサービスグループ、内閣府科学技術・イノベーション推進事務局
総務省情報流通行政局情報流通振興課、経済産業省商務情報政策局サービス政策課

建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する法律（議員立法）について

1 制定までの経緯

- 「日本建設職人社会振興議員連盟」（会長：（自）二階俊博 議員）で法案について議論（平成27年）。
【最高顧問】（自）高村正彦 副総裁 【顧問】（自）衛藤征士郎 議員、（自）大島理森 議員、（自）山東昭子 議員
【会長代理】（公）井上義久 幹事長 【副会長】（自）中曽根弘文 議員、（自）古屋圭司 議員（公）漆原良夫 議員
【幹事長】（自）武見敬三 議員 【事務局長】（自）櫻田義孝 議員 ○参加議員 281名（平成28年9月2日時点）
- 上記議連所属議員が中心になって、「建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する法律案」を作成。
- 法案は参先議の委員長提案とすることで全会派了承し、第192回臨時国会（国土交通委員会）で審議され、全会一致で成立
平成28年12月16日公布。

2 法律の概要

- 建設業における重大な労働災害の発生状況等に鑑み、建設工事従事者の安全及び健康の確保を推進するため、公共発注・民間発注を問わず、労災保険料を含む安全衛生経費の確保や一人親方問題への対処等がなされるよう、国及び都道府県等に求めもの（国土交通省及び厚生労働省の共管）
- 法律は、いわゆる「基本法」の形で、①国、都道府県、建設業者等のそれぞれの責務、②基本計画の策定、③都道府県計画の策定（努力義務）④国及び都道府県が行うべき基本的施策、⑤関係行政機関相互の調整を行う会議の設置 等を規定。

3 都道府県計画について

法第8条

政府は、建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する基本的な計画（以下この条及び次条第1項において「基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 （略）

3 厚生労働大臣及び国土交通大臣は、基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

※ 基本計画は、平成29年6月に閣議決定。

第9条

都道府県は、基本計画を勘案して、当該都道府県における建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する計画（次項において「都道府県計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

2 都道府県は、都道府県計画を策定し、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

※ 令和4年1月末時点、35都道府県が策定済み。

建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する法律（議員立法）について

4 地域の特徴を踏まえた都道府県計画の記載例について

【長野県（平成30年11月策定）】

- ・建設工事従事者のメタボ率が高いことを踏まえ、健康作りや健康経営の取組支援を実施。

【北海道（平成31年3月策定）】

- ・雪下ろし作業中の転落など冬季特有の労働災害が多く発生する傾向にあるため、関係機関等と連携して注意を促す。

【愛知県（平成31年3月策定）】

- ・2026年のアジア競技大会、2027年開業予定のリニア中央新幹線に言及。
- ・建設業における外国人労働者数が全国3位であることに言及し、労働災害防止対策を促進。

【鳥取県（令和2年5月策定）】

- ・将来的に増加すると見込まれる外国人労働者対策を記載。

5 都道府県計画関係の協議会と建設工事関係者連絡会議について

都道府県計画関係の協議会

- 開催根拠：法の趣旨を踏まえ、都道府県において開催。
- 主催：都道府県
- 構成員：都道府県の判断により異なる。
- 開催目的：策定した都道府県計画を関係機関と連携して推進するため。

建設工事関係者連絡会議

- 開催根拠：安全衛生部長通達（「建設工事関係者連絡会議の設置について」平成26年4月11日基安発0411第1号）
- 主催：都道府県労働局
- 構成員：国の発注機関、都道府県市町村等の公共工事担当部署、建設業関係団体、建設業労働災害防止協会支部等
- 開催目的：発注者、施工者、労働災害防止行政関係者が緊密に連携して労働災害対策を進めること。

厚生労働省は、都道府県労働局主催の建設工事関係者連絡会議と都道府県計画関係の協議会とを同時に開催してもよいという認識であり、連絡会議の構成員である国土交通省においても同様の認識である。取扱いについては都道府県労働局等へ周知予定。